

倉吉市休日保育事業利用申請書

年 月 日

(実施施設の長) 様

申請者(保護者) 住所
氏名 印
電話

次のとおり休日保育を利用したいので、倉吉市休日保育事業実施要綱第6条の規定により申請します。

ふりがな					平日利用保育施設
児童名	年 月 日生(男・女)		歳 (本年度4月1日現在)		
教育・保育 給付認定	<input type="checkbox"/> 1号認定				
	<input type="checkbox"/> 2号認定 (<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間)		認定事由		
	<input type="checkbox"/> 3号認定 (<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間)		()		
	<input type="checkbox"/> なし				
利用方法	<input type="checkbox"/> ①就労など認定を受けた理由と同じ理由により、休日に休日保育を利用した場合、代わりに月曜日から土曜日に保育を利用しない日を設けます。 ※利用の都度「振替休日確認表」の提出が必要です。(2号認定又は3号認定の方のみ対象)				
	<input type="checkbox"/> ②上記以外 ※原則 利用料が必要です。				
家庭 の 状 況	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名	連絡先等
		父			
		母			
利用年月日	年 月 日				
保育時間	午前 午後		時 分	～	午前 午後
休日保育を必要とする 具体的理由	父				母
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日開始)				
備考					

*申請にあたっては、裏面の注意事項をよくお読みください。

<注意事項>

- (1) 実際の休日保育の利用に当たっては、利用をする日の2週間前以降に休日保育実施施設(以下「実施施設」という。)に空き状況を確認し、予約を行ってください
※既に定員に達している場合は、予約できない場合があります。
- (2) この申請書は、(1)で予約を取れた場合に提出してください。
休日保育の利用を必要とする理由が「就労」の場合は、「休日保育用就労証明書」も併せて提出してください。
- (3) この申請書の内容に変更がある場合は、実施施設にご連絡ください。
- (4) 利用料は、利用日当日に実施施設へお支払いください。
- (5) 支給認定が2号認定又は3号認定の方で、就労など支給認定を受けた理由と同じ理由により休日保育を利用し、代わりに利用日の前後6日以内の月曜日から土曜日までの日に保育を利用しない日を設ける場合(※表面 利用方法①の場合)は、利用料は無料となります。
- (6) 上記(5)の利用に該当する場合は、「振替休日確認票」に平日利用している保育施設の確認を受け、休日保育の利用の都度、利用日までに実施施設に提出してください。(「振替休日確認票」の提出がない場合は、利用料が必要となります。)
- (7) 支給認定が2号認定又は3号認定の方で、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までのうち日曜を除く日に休日保育の利用を必要とする場合は、利用方法②に該当しますが、利用料は無料となります。
- (8) 実施施設と、平日利用している保育施設又は倉吉市との間で、保育の実施状況その他児童の処遇上必要な事項について連絡を取り合うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 休日保育を必要とすることを確認できる書類を追加でお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- (10) 利用予約を取り消す場合は、速やかに実施施設に連絡してください。

※以下は実施施設が記載します。

上記の申請を	承諾します。
	承諾できません。(理由：)
利用料	2,500円
	無料 (生活保護世帯・要綱第8条第3項※休日保育・要綱第8条第4項※年末年始)
振替休日確認表	必要 ・ 不要 ・ 提出済
休日保育用就労証明書	必要 ・ 不要 ・ 提出済
	(実施施設の長) ⑩